

犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例の一部改正について

犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例の一部を改正する条例

犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例（平成18年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「人々」を「者」に、「に努め」を「及び再犯の防止等を図り」に、「の実現を図る」を「を実現する」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者等 本市の区域内で事業を営む者又は活動するもの（第4条第3項第2号に規定する団体を含む。）をいう。
- (3) 安全安心まちづくり 市民及び観光客等の本市を訪れる者が犯罪に遭うことなく安全に安心して過ごし、及び滞在することができるまち熊本市をつくることをいう。
- (4) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。
- (5) 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

(6) 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(7) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校及び専修学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設その他規則で定めるものをいう。

(8) 児童生徒等 学校等に通園し、又は通学する幼児、児童、生徒及び学生をいう。

(9) 学校等設置管理者 学校等を設置し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、それぞれの立場で安全安心まちづくりに関する活動を積極的に推進するものとする。

2 安全安心まちづくりは、市、市民及び事業者等の多様な主体の協働により取り組むものとする。

3 安全安心まちづくりは、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう配慮して行うものとする。

第4条第1項第1号中「事業者の」を「事業者等に対して行う犯罪の防止及び再犯の防止等に関する」に改め、同項第2号中「市民及び事業者」を「犯罪の防止及び再犯の防止等に関し市民又は事業者等」に改め、同項第3号中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第2項中「前項の」を「前2項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市は、この条例の目的をより効果的に達成するため、特に市民の身近な場所及び繁華街等において、犯罪及びこれを誘発させる行為の防止並びに再犯の防止等に関する施策を重点的に実施するものとする。

第5条第2号中「施錠等の安全対策を励行する等」を「防犯意識を持ち」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域における安全安心まちづくりに関する活動に取り組むこと。

第6条(見出しを含む。)中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第1号中「事業所内及び」を「事業を営む者にあつては、事業所内又は」に改め、同条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 地域における安全安心まちづくりに関する活動に取り組むこと。

(3) 安全安心まちづくりに関する自主的な活動を行う団体にあつては、同様の活動を行う他の団体との連携を図ること。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条中「規則で定めるところにより、安全安心まちづくりに関し」を「学校等及び警察その他関係機関との連携を図りつつ、犯罪の防止及び再犯の防止等に関する」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「事業者」を「事業者等」に、「を推進するための」を「に関する」に改め、同条を第9条とする。

第11条を削る。

第12条第1項中「配慮する」を「努める」に改め、「よう努める」を削り、同条第2項中「団体、住民及び事業者」を「市民及び事業者等」に、「及び広場」を「、広場」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「団体、住民及び事業者」を「市民及び事業者等」に改め、同条を第11条とする。

第14条を第12条とする。

第15条第1項中「事業者等」の次に「及び警察」を加え、同条第2項中「、事業者等」を「又は事業者等」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(施設等の整備等に関する助言等)

第14条 市は、犯罪の防止に配慮した施設等の整備及び管理に関し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

第16条から第18条までを削る。

第19条の見出し中「熊本市安全安心まちづくり推進協議会」を「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会」に改め、同条第1項中「事業者」を「事業者等」に、「熊本市安全安心まちづくり推進協議会」を「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会」に改め、同条を第15条とする。

第20条を第16条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表中「安全安心まちづくり推進協議会委員」を「犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会委員」に改める。

(提出理由)

再犯の防止等に関する規定を整備する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。